

公害等調整委員会関係法令に係る 情報通信技術を活用した行政の推進等 に関する法律施行規則の制定等について

公害等調整委員会事務局

公害紛争処理手続における書面等のオンライン提出を可能とする等を内容とする公害等調整委員会規則（以下「公調委規則」という。）の新規制定及び改正を行うため、公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和5年公害等調整委員会規則第1号。以下「公調委主務省令」という。）及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年公害等調整委員会規則第3号。以下「令和5年改正規則」という。）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されました。

今回の公調委規則の制定等により、公害紛争処理手続において電子メールを用いて公害等調整委員会に提出することができる書面の範囲が拡大しました。また、都道府県における公害紛争処理手続についても、各都道府県の判断で定めを置くことにより書面等のオンライン提出を可能とする等できるようになりました。

1 公調委規則の制定等の前の制度の概要

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号。以下「公害規則」という。）においては、平成28年1月から、裁定委員会が認めた場合には一定の書面について電子メールを利用して提出できるとされていました。



2 公調委規則の制定等

(1) 概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現する」こととされたことを踏まえ、公害等調整委員会が所管する手続において書面の送付を定めているもの等について、電子メールを用いて送付することができる範囲の拡大等をするため、公調委主務省令の制定（後述（2））及び令和5年改正規則の制定（後述（3））を行いました。

また、公調委主務省令及び令和5年改正規則による改正後の公害規則（以下「新公害規則」という。）に基づき並びに公害等調整委員会に

おける手続のデジタル化全般について規定するため、委員会議決定（後述3）を行いました。

（2）公調委主務省令の制定

公調委主務省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）に基づくものです。

まず、デジタル手続法は、個別法令において書面等により行うこと等の方法が規定されている申請等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことを可能とする（デジタル手続法第6条）等、個別法令の規定を改正せずに行政手続のオンライン実施を可能とすることを定めています。デジタル手続法を実施するためには、個別法令を所管する府省庁等において「主務省令」（同法第18条）を制定する必要があるため、公害等調整委員会においても公調委規則で主務省令を定めました。

公調委主務省令では、手続を実施する行政機関において、

- ・電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う際の詳細（公調委主務省令第4条第1項）
- ・処分通知等（行政機関等が行う通知）を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の届出の内容（同令第9条第2号）
- ・本人確認の方法（同令第4条第2項ただし書、第13条第1項）

を定めるべき旨などを規定しています。

（3）令和5年改正規則の制定

証拠となる文書等の写しの提出（公害規則第45条の2）は、デジタル手続法の「申請等」には当たらないことから、公害規則において別途、裁定委員会が認めた場合には電子情報処理組織

を使用する方法による提出をすることができる旨を定めました（新公害規則第45条の3）。

また、当事者の相手方に対する直接の送付であるためデジタル手続法によるオンライン実施の対象にならない直送（公害規則第38条の4第1項）について、電子情報処理組織を使用する方法によってすることを可能とする改正を行った（新公害規則第38条の4第5項）ほか、電子メールを使用した書面の提出について定めた規定（令和5年改正規則による改正前の公害規則第24条の3）は、電子メールを使用する根拠が公調委主務省令に移り不要となったため削りました。

3 公害等調整委員会決定の概要

公調委主務省令において行政機関等が定めることとされている事項を規定するとともに、法令の規定においてその方法が定められていない手続における書面等の電子情報処理組織を用いた提出についてもデジタル手続法によるものと共通の方法を定めるため、「公害等調整委員会の手続における書面等のオンライン提出に関する事務処理要領」（令和5年3月公害等調整委員会議決定。以下「オンライン事務処理要領」という。）を定めました。また、手続を利用する当事者の便利に資するため、書面等のオンライン提出に必要な作業について簡潔に記載した「公害等調整委員会の手続における書面等のオンライン提出の手引」（令和5年3月公害等調整委員会事務局）を作成しました。

オンライン事務処理要領においては、従前ファクシミリを用いて提出することができた書面等について電子メール等を用いた方法により提出をすることができるようにすること、本人確認の方法、意向確認の方法、電子メール等を用

いた方法により提出を行う場合の実施手順等を規定しています。

あわせて、デジタル手続法や令和5年改正規則に基づく上述の規律とは別に、ウェブ会議方式による手続の実施手順及び留意事項を定めるため、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施に関する事務処理要領」（令和5年3月公害等調整委員会議決定）を定め、こちらについても同様に「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」（令和5年3月公害等調整委員会事務局）を作成しています。

4 留意事項

主務省令は手続に関する法令を所管する府省庁等において定めるものであること、デジタル手続法に基づく手続のオンライン実施の主体である「行政機関等」には「地方公共団体又はその機関」が含まれること（デジタル手続法第3条2号ハ）から、都道府県公害審査会等における公害紛争処理手続についても、公調委主務省令において行政機関等が定めることとされている事項を各都道府県の判断で定めることにより、オンライン実施をすることができるようになりました。定めの方法は、必ずしも条例や規則によることを要しません。

5 その他

公調委規則の制定等に関する資料は公害等調整委員会ホームページ中の「報道発表資料」>「公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則案等についての意見募集の結果及び施行規則等の公布」に掲載しておりますので、以下の URL からご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/
menu_news/s-news/
01kougai01_20230331.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kougai01_20230331.html)



委員会議決定の資料は公害等調整委員会ホームページ中の「調停、裁定等の申請手続の御案内」>「書面等のオンライン提出・ウェブ会議方式の利用」に掲載しておりますので、以下の URL からご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/application_guide.html
#heading04](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/application_guide.html#heading04)

